

当金庫の預金商品の概要〔定期預金〕

令和8年7月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (M型) 相続専用定期預金
2. 販売対象	・当金庫又は他金融機関等において相続により取得した資金（相続預金、保険金、有価証券・不動産の換金代金等。以下「相続預金等」と言う。）を原資としてお預入れいただける、以下の預入条件を満たす個人の方。 （1）預金者が法定相続人であること。 （2）相続手続完了時期（相続預金等受取年月等）から1年以内であること。 （3）預入金額が相続預金等受取総額の範囲内であること。 ・預入店舗にお利息入金口座（普通預金）をお持ちの方、又は同時作成いただける方。
3. 期 間	・定型方式……1年、3年、5年（1年：単利型、3年及び5年：複利型） ・利払式自動継続の取扱いとなります。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ※通帳式のみのお取り扱いとなります（総合口座は不可）。 ・50万円以上、相続預金等受取総額を上限とします。 なお、相続預金等受取総額の範囲内であれば、複数口の契約も可とします。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利 息 (1) 適用利率 (利率表示場所) (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利（適用利率は下記のとおり） ・預入時 預入期間1年の場合………店頭表示利率＋年0.1% 預入期間3年の場合………店頭表示利率＋年0.2% 預入期間5年の場合………店頭表示利率＋年0.3% ※年金受取口座を当金庫に指定されている方（本商品契約と同時に年金受取口座を当金庫に変更される方、当金庫で年金受取指定の予約をされる方を含む）、又は投資信託（一括購入又は定時定額購入）・信託商品のいずれかを契約されている方（新たに契約される方を含む）は上記利率にさらに年0.1%上乗せします。 ・満期到来後の自動継続時…店頭表示利率（金利の上乗せはいたしません。） ※1口の預入金額が1,000万円以上の場合でも、スーパー定期での自動継続とします。 ・＜預入期間1年の場合＞…スーパー定期（単利型） 満期日に指定預金口座に入金します。 ・＜預入期間3年及び5年の場合＞…スーパー定期（複利型） 6か月複利の方法で計算し、満期日に指定預金口座に入金します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・預金利息には復興特別所得税を含め税率20.315%（国税：15.315%、地方税：5%）の税金（分離課税）がかかります。ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
8. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。
9. 金利情報の入手方法	・店頭に備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室（9時～17時、電話：011-241-1661）にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。
11. その他参考となる事項	・お預入れにあたっては、必要に応じ確認資料のご提出をお願いする場合がございます（相続預金等が振込まれた預金通帳、他金融機関における相続預金払戻請求書等のお客様控え、遺産分割協議書の写し、年金の裁定請求書等）。なお、当金庫で相続手続きをされたお客様は、預入条件に係る確認資料等のご提出は不要です。 ・市場金利動向により適用利率等の条件を変更する場合がございます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。

定期預金の中途解約利率一覧表

定一中解

(令和元年5月7日現在)

1.自由金利型定期預金[M型]（スーパー定期）

預入期間	中 途 解 約 利 率			
	3年未満の預金	3年以上 4年未満の預金	4年以上 5年未満の預金	5年の預金
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	約定利率×50%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。

2.自由金利型定期預金（大口定期預金）

下記A・Bのうち低い利率とします。

※小数点第4位以下は切り捨てます。

A. 次の預入期間に応じた利率。ただし、預入期間1か月未満の場合、解約日の普通預金利率を上限とします。

預入期間	中 途 解 約 利 率			
	3年未満の預金	3年以上 4年未満の預金	4年以上 5年未満の預金	5年の預金
1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	約定利率×50%

B. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数

ただし、0.0%を下限とします。なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金通帳、証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

3.期日指定定期預金

預入期間	中 途 解 約 利 率
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。

4.変動金利定期預金

預入期間	中 途 解 約 利 率	
	2年の預金	3年の預金
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%
2年6か月以上3年未満		約定利率×90%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。